

兵庫県公報

平成19年10月26日 号 外

発 行 人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目 次

告 示

○争議行為を行う旨の通知（労政福祉課） ページ 1

告 示

兵庫県告示第1114号の2

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成19年10月18日に、三田市東本庄2493愛野会労働組合執行委員長森崎彰英から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成19年10月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 事件

愛野会労働組合が主張する次の事項について

冬季一時金、大幅増員・夜勤制限・週休2日制・有給休暇など労働条件の改善、法人の財政状況の公開と職員の賃金表の作成に関する要求ほか

2 日時

平成19年10月29日午前0時から事件解決に至るまで

3 場所

三田市東本庄2493 あいの病院内

4 概要

全面的あるいは部分的に連続、断続を含む、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を単独または併用して行う。ただし、保安要員については必要に応じて確保する。